

第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて

政令別表第1に掲げる防火対象物の項の決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。なお、項ごとの使用実態を判断するにあたっては、消防予第41号、消防安第41号（昭和50年4月15日）及び消防予第54号（昭和59年3月29日）の通知（第3-1, 3-2表参照）を参考にすること。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものである。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権限、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものであること。

ア 政令別表第1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物の区分に応じ、防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの

- （ア）当該従属的な部分についての管理権限を有する者が、主用途部分の管理権限を有するものと同一であること。

※ ①主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
②管理権限を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給配水、空調等）等の設置、維持又は改修にあつて全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

- （イ）当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

※ ①従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利便を目的としたもので、概ね次の㊦及び㊧に該当したものをいう。

㊦ 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

㊧ 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入する形態を有しないものであること。

②従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途不可欠な関係を有するもので、概ね前①⑦及び⑧に該当したものであること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間と同一であること。

※ 従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（財務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m²未満である場合における当該独立した用途に供される部分

※ 共用される部分の床面積の按分は次によること。

① 各階の廊下、階段、EVシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される床面積に応じて按分すること。

③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される床面積に応じて按分すること。

(3) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²以下の場合には、当該防火対象物は、一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計と等しい場合は、当該防火対象物は、複合防火対象物に該当するものであること。

※ 一般住宅は、前(2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

- (4) 法第 10 条第 1 項に定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (5) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

- (1) 政令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれの区画された部分ごとに前 1、(2)、イを適用するものであること。
- (2) 前 1.(2) 又は (3) により、政令別表第 1.(16) 項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、政令別表第 1 の (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定防火対象物」という。）が存するものであっても同表 (16) 項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第 2 章第 3 節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
 - ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 10% 以下であること。
 - イ 特定用途部分の床面積の合計が、300m²未満であること。

3 その他

- (1) 地区公民館（学習共用施設を含む。）については、政令別表第 1 (1) 項ロ（集会場）の防火対象物として取扱い、消防用設備等に関する規定の適用にあつては、令第 32 条の規定を適用し、同表 (15) 項に掲げる防火対象物に準じた取扱いとする。
- (2) 倉庫及び店舗等については、建築同意時にラッカー及びシンナー類等の危険物等を保管又は販売するおそれがないか収容物等を確認する。危険物等を保管する事実があれば、危険物施設又は少量危険物等としての規制となる場合がある。